

平成30年由仁町議会第2回臨時会 第1号

平成30年2月9日(金)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 由仁町文化交流 由仁町文化交流館の指定管理者の指定について
館の指定管理に
関する審査特別
委員会報告
(平成30年第
1回臨時会議
案第6号)

○出席議員(9名)

議長	10番	熊 林 和 男 君	副議長	9番	吉 田 弘 幸 君
	1番	羽 賀 直 文 君		2番	早 坂 寿 博 君
	3番	加 藤 重 夫 君		4番	後 藤 篤 人 君
	5番	浮 田 孝 雄 君		6番	佐 藤 英 司 君
	8番	井 村 勇 夫 君			

○欠席議員(1名)

7番 大 竹 登 君

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	平	中	利	昌
總	務	課	中	島		哲
保	健	福	中	道	康	彦
教	育	課	長	泉	陵	平

○出席事務局職員

局		長	菊	地	和	夫	君
主		査	荒	井		修	君
主		事	下	田	葉	月	君

◎開会 午前 9時31分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） 平成30年由仁町議会第2回臨時会、ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） よって、本日の会議は成立いたしましたので、これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 羽賀君、2番 早坂君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

◎日程第3 由仁町文化交流館の指定管理に関する審査特別委員会報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、由仁町文化交流館の指定管理に関する審査特別委員会報告を議題といたします。

本案につきましては、平成30年第1回臨時会、平成30年1月23日会議において由仁町文化交流館の指定管理に関する審査特別委員会に付託し、審査をお願いしていたところですが、審査が終了した旨の報告が議長のもとに来ておりますので、委員長の報告を求めます。

委員長

○3番（加藤重夫君） 由仁町文化交流館の指定管理に関する審査特別委員会報告。

平成30年1月23日、第1回由仁町議会臨時会において本委員会に付託された事件については、1月31日に特別委員会を開催し、慎重に審査した結果、次のとおり結審したので、由仁町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

事件番号、平成30年第1回臨時会議案第6号、件名、由仁町文化交流館の指定管理者

の指定について。

審査の結果、上記原案を可決といたします。

審査概要と附帯意見については、次のとおりでございます。

平成30年1月23日に開催された第1回臨時会において、由仁町文化交流館の指定管理者として由仁町社会福祉協議会を指定する議案が上程されました。由仁町文化交流館はこれまで町の直営施設であり、今回指定管理が初めてであったこともあり、由仁町社会福祉協議会を指定管理者として指定することの可否を決めるに当たっては、審議に慎重を期すため本特別委員会が設置され、去る1月31日に審査を行いました。審査のポイントは、大きく分けると2つありました。1つは、社会福祉法人が指定を受けるに当たり、文化的な施設の維持管理業務を行うことに問題がないか、また由仁町社会福祉協議会の定款変更の時期に問題がないかという資格に関する事、もう一つは民間事業者による施設の効率的、効果的な活用によって経費を縮減し、利用者に対するサービスの向上を図るという指定管理の目的を達成する能力に関する事でございます。

審査に当たり、町からは財政効果に関する資料、業務内容に関する資料、町民サービスの効果と文化交流館の有効活用に関する資料、指定管理者の資格に関する資料、社会福祉法における社会福祉協議会と指定管理の関連性に関する資料の5つの資料の提出を求め、それぞれ資料について説明を受けました。

審査の結果、受付窓口が役場本庁舎から由仁町文化交流館内に移ることなどによる利便性の向上や隣接する由仁町健康元気づくり館と一体的に管理運営することで長期的な視点に立つと経費縮減効果があることを確認いたしました。また、事業者からはロビーを活用した各種展示やカフェの開催など新たな取り組みの提案もなされていたところでございます。資格に関しては、委員の中で解釈の相違もありましたが、由仁町社会福祉協議会が文化的な施設の指定管理を受けることや法人の定款変更の時期について問題がないことを確認いたしました。

指定管理の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。初年度から成果を上げるのは難しいところもあるかと思いますが、この期間内において由仁町文化交流館がこれまで以上に町民に親しまれ、効果的、効率的に活用されることを期待いたします。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 委員長の報告が終わりました。

本案は、由仁町議会会議規則等運用例第46条の規定により、質疑を行いません。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

由仁町文化交流館の指定管理に関する審査特別委員会報告(平成30年第1回臨時会議案第6号) 由仁町文化交流館の指定管理者の指定について、委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(熊林和男君) お座りください。起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時40分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎閉会の宣告

○議長(熊林和男君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

平成30年由仁町議会第2回臨時会を閉会いたします。

◎閉会 午前 9時41分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊林 和男

1 番議員 羽賀 直文

2 番議員 早坂 寿博